

24 琴情答申第 4 号
平成 24 年 8 月 15 日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
会 長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町水道課

諮 問 日 平成 24 年 6 月 15 日 (24 琴水発第 10 号)

事 件 名 平成 24 年 5 月 14 日付けで公開請求のあった「平成 19 年 4 月以降に水道メーター不設置により、一括して水道料金を徴収した際の会計書類の全部及び関連する一切の行政文書」の非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町水道課が、平成 24 年 5 月 25 日付けで本件請求に対し、非公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 24 年 5 月 14 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成 19 年 4 月以降に、水道メーター不設置により、一括して水道料金を徴収した際の会計書類の全部及び関連する一切の行政文書。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 24 年 5 月 25 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 24 年 5 月 28 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件非公開処分は、本件公開請求対象の行政文書自体の存在は認めつつ、本件条例第 7 条第 3 号のア及び同条第 4 号に該当するかのような主張をするが、その主張は誤りであり、これらの非公開事由に該当しない。若し仮に、本件公開請求対象文書の一部に非公開事由に該当する部分があったと仮定しても、その部分を除いて一部公開をする必要がある。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第 8 条に違反し本件処分は無効である。

第 4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

本件文書は、法人等又は個人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また犯罪の予防又は犯罪捜査等に該当するものであり、条例第 7 条第 2 号、第 7 条第 3 号ア及び第 7 条第 4 号により非公開処分とした。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書（以下、「本件行政文書」という。）は、以下の文書である。

平成19年4月以降に水道メーター不設置により、一括して水道料金を徴収した際の

(1) 会計書類の全部として、

- ・ 調定、収納一覧情報
- ・ 水道料金等領収済通知書
- ・ 調定収納状況表

(2) その他関連する一切の行政文書として、

- ・ 「水道無断使用について」の文書
- ・ 未契約水道栓の調査申出書
- ・ 推定水道料金表
- ・ 損害賠償請求額表
- ・ 推定使用水量
- ・ 水道メーター不設置現場写真
- ・ 平成20年10月24日付給水装置工事申請書及び関係図面書類等
- ・ 平成20年9月8日付け「盗水の対応について」の文書
- ・ 平成20年9月8日付け水道課から日本水道協会調査課への照会回答文書
- ・ 平成20年9月8日付け最近の盗水事例参考資料文書
- ・ 大型バス、トラックの洗車装置参考資料インターネット引用文書
- ・ 不法行為インターネット検索文書
- ・ 洗車の水節約インターネット検索文書
- ・ 平成16年11月18日付総務省自治財政局公営企業課より水道料金債権の消滅時効についての文書
- ・ 「盗水」放置の町長に審判参考文書

2 条例第7条第4号の該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開としている。

実施機関の説明によれば、水道メーター不設置の件に関しては、本件行政文書の全部の写しの提供を受けた香川県警が現在捜査を継続しているとのことである。このような状況の下で、本件行政文書の全部が公にされ、捜査に係る情報が捜査対象者等の知るところとなれば、証拠隠滅等の対抗措置を執られるなど、現在行われている捜査活動に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、本件行政文書に記載されている全ての情報は、条例第7条第4号に該当するものと判断できるものであるから、他の非公開事由の該当性について判断するまでもなく、実施機関の本件処分は妥当である。

3 異議申立書のうち（3）記載について

条例の解釈、運用に関するものではないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 平成 24 年 6 月 15 日 | 諮問（24 琴水発第 10 号）の受理 |
| (2) 同年 7 月 23 日 | 審議 |